

平成 26 年度第 6 回東久留米市子ども・子育て会議  
会議録（全文筆記）

開催日時

平成 26 年 9 月 29 日（月） 午後 7 時 00 分～9 時 20 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 菅原良次委員 浜名紹代委員 武田和也委員 長谷川早苗委員  
新倉南委員 斎藤利之委員 柘植宏実委員  
立川都委員 水沼絵里子委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長  
子ども家庭部主幹  
保育課長  
子育て支援課長  
健康課長

欠席者の氏名 谷津洋子委員 白石京子委員 井尻郁夫委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について
- 3 確保方策（案）について
- 4 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
- 5 今後のスケジュール（案）について
- 6 その他
- 7 閉会

1 開会

・会長

皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、第 6 回東久留米市の子ども・子育て会議を開催したいと思います。お忙しい中、参加していただきましてありがとうございました。これから始めさせていただきます。今日の委員の中で〇〇委員と〇〇委員が都合により欠席のようですので、それを報告させていただきます。なお、半数以上出席されておりますので、会議は成立しておりますので始めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、事務局の方より本会議の議事内容につい

での説明をお願いします。

・事務局

それでは、本会議での議題内容等に関してご説明をさせていただきます。なお、本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音しておりますので、ご了承願います。また、本日、マイクを机の上に置かせていただいているのですが、傍聴人の方にもご発言が聞こえるように、可能な限りご発言の際はマイクを使用していただくようお願いしたいと思います。それでは、本日の議題につきましては、配付させていただきました「次第」のとおり、まず2「子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』について」、3「確保方策（案）について」、4「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について」、5「今後のスケジュール（案）について」、6「その他」でございます。

・会長

ありがとうございました。それでは、本会議を始める前に、傍聴の方はいらっしゃいますか。

〈傍聴人入場〉

・会長

傍聴の方が入場されたようですので、配付資料について事務局から説明をお願いします。

・事務局

では、配付資料についてご確認をさせていただきます。まず、事前配付資料からご確認させていただきます。事前に配布させていただきました資料は4点となります。1つ目が資料66「一時預かり事業『量の見込み』の補正について」でございます。2つ目が資料67「乳児家庭全戸訪問事業、妊婦に対して健康診査を実施する事業について」でございます。3つ目が資料68「子ども・子育て支援事業計画における確保方策（案）について」でございます。そして、4つ目が資料69「東久留米市子ども・子育て会議 今後のスケジュール（案）」でございます。続きまして、当日配付資料につきましてご確認させていただきます。当日配付の資料は2点となります。1つ目が資料70「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）」でございます。2つ目が資料71「認定こども園における2号認定こどもの利用調整について」でございます。資料の確認等につきましては以上となりますが、事務局よりここでご報告をさせていただきたいと思っております。

・事務局

それでは、私のほうから改めて1つご報告をさせていただきます。先般、市議会、第3回の定例会におきまして、皆さま方には5月から8月にかけてご意見をいろ

いろいろいただきました4本の条例につきまして議決をいただきました。内容としましては、本会議の開催通知と併せて報告をさせていただいております。まずは、「東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、これが1つ目でございます。これは国基準どおりということで、続きまして「東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、これについては国基準をベースとしまして、家庭的保育事業者の資格要件のうち、「保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村等が認める者」を「保育士、教員、助産師、保健師又は看護師のいずれかの資格を有し、かつ、保育経験を有した者」と改め、また小規模保育事業B型における保育従事者の保育士割合につきまして「半数以上」というところを「6割以上」というふうに改めをしたところでございます。また、3つ目の「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、これにつきましては、「小学校」という記載を「小学校、特別支援学校等」と改めました。また、放課後児童支援員の資格要件につきましては、「保育士の資格」、それから「学校教育法の規定により、教諭、いわゆる幼稚園とか小中高等学校、あるいは中等教育学校、こういった教諭の資格を持っている方」、あと、もう1つは「一般財団法人児童健全育成推進財団が認定します児童厚生員の資格」、このいずれかを有する者という形に修正をしております。なお、4つ目の「東久留米市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例」については、当初の予定どおりということで国の施行規則の条文を改めて条例化をした内容となっております。

会長はじめ委員の皆さまには大変お忙しい中、5月開催の子ども・子育て会議から長時間にわたりまして、また会議と会議の合間のメールあるいは電話にてそれぞれの立場や経験を基にした幅広いご意見をいただきました。この場を借りて改めて御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。以上です。

・会長

ただいま事務局より資料の説明と議会で条例が可決したということの2つの報告がございましたが、委員の方から何かご質問等がございますか。

・委員

今回の市議会で出された条例なんですけども、これの条例案、一番最初の保育園・幼稚園に関する条例は、ほぼ国基準どおりと、家庭的保育事業についてはいろいろ変わった部分があったわけですね。いろいろ聞いてはいるのですが、次回でも構いませんので、国基準から今回の会議とか、あるいは市の議会を通して変わった部分、こういうふうになりましたよというものをペーパーでいただくと誰でも把握しやすいので、次回で構いませんのでお願いしたいと思います。

・事務局

すべての書きぶりについて細かく変わる部分は、市の条例に国の基準を落としますもので、あるのですけれども、概ね基準として変わるところにつきましては、この会議の開催通知をお送りしたときに併せて修正部分についてお送りしたものがあ

が、また、それはホームページにパブリックコメントの結果ということで同じものが掲出はされているのですが、それとはまた別ということでしょうか。

・委員

他の皆さんはどうですか。

・会長

いかがですか。

・委員

修正がかかったところだけが送られてきているのですね。

・事務局

そうですね。

・委員

〇〇委員がお話ししたのはそういう意味ではないですね。

・事務局

また、後ほどお伺いしながら、次回の資料としてお出しできるようにします。

・会長

そのほかに、よろしいでしょうか。資料説明について、よろしいですね。

2 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について

3 確保方策（案）について

・会長

それでは、次第2の「子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』について」の説明をお願いしたいと思います。

・事務局

それでは、これより次第2「子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』について」ご説明をさせていただきたいと思います。資料が66から68についてご説明をさせていただきたいと思っております、恐縮ですが、次第3「確保方策（案）について」も関連してまいりますので、次第2と次第3も併せてご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料66から68に基づいてご説明させていただきます。まず資料66でございます。「一時預かり事業『量の見込み』の補正について」でございます。こちら、上段の表がございます。この表のDの列、この「ウ」と「エ」の行のところに補正の考え方が記載されております。この量の見込みの補正の考え方につきましては、平成

26年5月23日の第2回の会議で承認いただいているものでございます。その後こちらについてお時間をいただいて、実はこの事業についてはニーズ調査において都内の自治体においては一時預かり事業の量の見込みが大きく見積もる傾向があるということで、いろいろ私どもも情報収集をしたり、また、いろいろなパターンについてシミュレーションをしたところですが、実際こちらのニーズ調査の結果を尊重しつつ、以前の第2回の会議でご承認いただいた補正の内容以外には取り込まずに、こちらのほうで補正を行ったのが上段の表となっております。

まず「イ」の行、こちらは「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」でございます。こちらは幼稚園における一時預かりということになりますが、例えば在園児の方で保護者の方から今日は一時預かりで預かってほしいというような事情があったときに、その預かりをしていただくという事業の内容となります。こちらが補正前の平成27年度の「量の見込み」として、Cの列の「17,338」というニーズ調査による「量の見込み」でございます。こちらにつきましては特に補正をせずにEの列になりますけれども、補正後の平成27年度の「量の見込み」ということで、そのまま「17,338」という数字が付いております。ちなみに単位につきましては「人日」ということで、年間延べ何人かということ考えていただいております。

また、「ウ」の行、「2号認定による定期的な利用」ですが、こちら基本的には幼稚園における一時預かりの事業でございます。幼稚園に預けている幼児の保護者の方で、例えばお勤めであって基本的には毎日一時預かり事業を利用して、定期的に利用されているという方の数がこちらに来ます。Cの列でいきますと「63,439」という数字が出ておりますが、こちらを先ほどのDの列の考え方を適用しますとEの列の「50,058」という数字になります。

また「エ」の行のところに「上記以外」がございます。こちらは主に例えば保育園で行われている一時預かり事業、預かり保育とも言いますね、そういう事業やファミリー・サポート・センター、そちらの事業などで一時預かるという事業でございます。こちらのCの列が「77,388」という数字がニーズ調査により出ておりますけれども、Dの列の（イ）の補正の考え方を適用しますと、Eの列の「52,827」という数字になります。

「オ」の行になりますと、これらの「イ・ウ・エ」の合計となりますので、まずBの列をご覧くださいますと平成25年度利用実績ということで「65,820」という数字が出ております。右のCの列をご覧くださいますと「158,165」、これが平成27年度の「量の見込み」の補正前の数字でございます。そして、その「オ」の行のEの列を見ていただくと「120,223」とございます。こちらのほうが今回、案としてお示しさせていただいた最終的な補正後の平成27年度の「量の見込み」となります。

下段の表、「一時預かり事業『量の見込み』（平成27年度～平成31年度）」、こちらにつきましては、先ほどの上段の補正の考え方を適用し、各年度、平成27年度から平成31年度までの各事業の数字を表にしたものでございます。こちらの資料については以上でございます。

続きまして、資料67をご覧ください。資料67は表裏ございますけれども、まず表のほうは「乳児家庭全戸訪問事業」の「量の見込み」と「確保方策」です。この乳児

家庭全戸訪問事業とは今、市で実施している名目としては「こんにちは赤ちゃん事業」という事業でございまして、こちらにつきましては出生数等を勘案して推計ということになっておりますので、下段の表のとおりとなります。この乳児家庭全戸訪問事業につきましては、子ども・子育て支援法第59条第7号に規定する事業でございまして、以前この会議でもお話が出たことがあるかと思いますが、13事業と言われる事業の1つでございまして、具体的には児童福祉法第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業ということになりまして、口頭でご説明いたしますと、大体生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師または助産師が訪問し、1つ目としましては育児に関する不安や悩みの傾聴、2つ目としまして子育て支援に関する情報提供、3つ目としまして乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握、4つ目としまして支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整等となります。事業の目的としましては、訪問実施後の結果により支援が必要との判断された家庭に対し関係者によるケース対応や適切な支援に結びつけるというものでございます。

先ほどの下段の表にまいりますと、まず一番上が「量の見込み」となっております。右に平成27年度から平成31年度の出生数等を勘案して推計した、この事業の「量の見込み」がございまして、単位は「人」となっております。1つ下の行にまいりますと「訪問数」で、基本的にはすべての家庭を訪問するという事業でございまして、「件数」としては「量の見込み」と同数。そして「訪問率」としては%で示させていただきますと「100%」ということになります。

一番下の「確保方策」でございまして、実施体制としましては15人、こちらは常勤保健師10人と委託助産師5人を合わせた15人となります。実施機関としましては東久留米市福祉保健部健康課と書いてありますが、東久留米市となります。また、委託団体等につきましては東久留米市助産師会というところになります。この表につきましては、国の算定手引きの確保方策に倣った形の表ということになります。

裏面をご覧ください。(2)としまして「妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)」とございまして、こちらにつきましては、妊娠の届出件数を勘案して推計したものでございます。先ほどと同様、子ども・子育て支援法第59条第13号に規定する事業ということで13事業の1つとして位置づけられております。具体的には母子保健法第13条第1項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業ということになります。

具体的な事業内容としましては、口頭になりますが、妊婦の健康診査を東京都全域の医療機関に委託して実施するものです。妊婦の健康管理に努め妊産婦及び乳児の死亡率低下を図るとなっております。妊娠届け時に「妊婦健康診査受診票」を、超音波検査を含む計15回分交付し、受診費用の補助を行うことで経済的負担を軽減し、確実に妊婦健診を受けていただくように進めていくものでございます。

表の内容ですが、一番上に「量の見込み(受診券配布件数)」という行がございまして、こちらにつきましては、単位は「件数」でございまして、平成27年度から平成31年度に対する「量の見込み」を妊娠の届出件数を勘案して推計しております。その1つ下の行ですが、「1人あたりの健診回数」がございまして、これは、先ほどちょっとご説明させていただきましたが、1人あたり15回ということになります。下のほうに※で注意書

きがございますが、1人あたり健診回数の15回には、超音波検査1回分が含まれております。その1つ下の行、「総健診回数(①×②)」というところがございますが、こちらの単位は「回」でございますが、先ほどの「量の見込み」×「1人あたり健診回数」つまり15回を掛け算したものでございます。

一番下の行になります。「確保方策」でございますが、実施場所としましては「委託医療機関」、実施時期は「通年を通じて実施」するものでございます。実施体制につきましては「個別」とございますが、健診については集団検診・個別健診という形式がございますけれども「個別健診」というものでございます。検査項目については「国が定める基本的な妊婦健康診査項目」ということで括弧書きさせていただきますが、「体重・血圧・尿・血液検査その他」となっております。資料67のご説明は以上でございます。

続きまして、最後、資料68「子ども・子育て支援事業計画における確保方策(案)について」でございます。1ページ目につきましては、基本的にはこの表は前回の資料、7月30日の第4回の会議でお示しさせていただきましたイメージと同様のものとなっております。1ページ目については特に今回は変更がございません。

1枚おめくりになっていただきまして、2ページ目の下の(3)「子育て短期支援事業」の下の行に少し色がついているかと思えます。ちなみに、この資料68のところ、7月30日にお示ししましたものと内容が変わっているところはこのように色が少し濃くなっております。引き続き、2ページの(3)「子育て短期支援事業」でございますが、現在行なっております東久留米の事業内容としては、まずショートステイという形で「子供の家」、清瀬にございますが、こちらでの事業になります。こちらにつきましては委託形式で行なっておりますが、年間通して2人分の部屋を確保しているという内容になっておりますので、365日×2人分ということで「730」が②「確保方策」となっております。ちなみに、その1つ上の行、①「量の見込み」について以前ご承認いただいた数字ですので、3行目の「②-①」についてはそのままの計算結果で記載をさせていただいております。

続きまして、3ページをご覧ください。(6)「地域子育て支援拠点事業」の下の行のところ、少し色が濃くなっております。こちらの「地域子育て支援拠点事業」と申しますのは、現在行われておりますのは地域子ども家庭支援センター上原、また、地域子育て支援センターはこぶね館などで行なっている事業でございますが、その内容としましては2カ所ということで「確保方策」を記載させていただいております。この2カ所で「量の見込み」の人数につきましては、単位は「人日」となっておりますけれども、例えば平成27年度で申しますと「45,844」という人数が年間の人数となっておりますが、こちらの2カ所で確保できる内容となっているということでございます。

1ページおめくりになっていただき、4ページの(7)「病児保育事業(病児・病後児保育事業)」がございまして、こちらにも前回ご承認いただいた「量の見込み」の数が記載されておりますが、その下の行の②「確保方策」というところで今回新たに数字を記載させていただいたところです。内容としましては、例えば平成27年度に「880」という数字が出ておりますが、こちらにつきましては以前事務局からもご説明があつ

たことがあります。概ね稼働日数を220日と想定したところで定員4名で行なっている事業でございますので、 $220 \times 4$ ということで「880」という数字が出てくるものでございます。同じく、各年度「880」ということで、その下の行「②-①」につきましては、「確保方策」から「量の見込み」を引いた数字が記載されております。

続きまして5ページ以降ですが、5ページの中段以降、(11)「放課後児童健全育成事業(学童保育)」でございますが、こちらについては前回の会議で「放課後児童健全育成事業の量の見込み」をご承認いただきましたので、その「量の見込み」を表に書き入れたというものでございます。少し色が濃くなっている部分が「量の見込み」を記載させていただいたものでございます。

以上、資料66から68までの内容となっております。ちなみに資料68につきましては、「確保方策」については現在実施している事業において「量の見込み」に対する供給として確保できる事業について基本的に見込める量となっております。説明は以上でございます。

・会長

ありがとうございました。それでは、今、事務局から次第2と3について資料に基づいて具体的な説明がなされましたけれど、何か意見はございますか。質問ある方は挙手をお願いします。

・委員

3ページの(6)「地域子育て支援拠点事業」のところで、45,844人が1年間ということですね。それを単純に365で割ると125で、よくわからないのですが、1日125人の方が利用するのを2カ所ということですか。もうちょっと説明をお願いします。

・事務局

これは365で割れば125となるかもしれないですけど、これはニーズ調査の部分ではもちろんあるのですが、子育てひろばなり、上の原なりでありまして、その部分で、もちろん午前中だけちょっと来て帰ったりとかいう形がありますので、部屋のスペースも関係ありますけども、一日中いらっしゃるわけではなくて短時間で来られて帰ったり、相談に来られたり、または、こういう事業だったり、「幼児のつどい」みたいな形で行われたりという形ですので、実際は部屋だけの寸法で考えてしまえば、この方たち125人が全部来てしまえば、もちろん狭いということにもなりますが、実際そういう形ではなくて、入れ替わり立ち替わりというのは失礼な言い方ですけども、午前中だけちょっと足を運ばれて利用されて戻ったりとか、相談に来られたりとか、そういう形ですので、実際、今現在でもかなり人数は来ていますけども、この方たちが一斉に来るわけではないので、今2カ所か3カ所でも対応はできるだろうという形で考えております。

・委員

ニーズ調査のときに質問の項目がどうだったかなと思ったのですけれども、「そういう地域子育て支援拠点事業を利用したいか」という設問でしたよね。ということは、これほど多くの方がしたいけれども、結局2カ所だと行かれないとかいう声がうまくここには反映されていないのかなというふうに単純に、そして「確保方策」で増えていなくて2カ所2カ所2カ所というところはいかがなものかなと思います。

・事務局

実際はニーズ調査の場合も実数ということでやりますと、25年度に延べのところで「13,232」で、割り返しますと「36」という数字になっているのですが、「利用したいか」となれば「利用したい」というところは事実上だと思いますけれども、実態としましては、今、1万3千なにがしという形で、これが倍に増える形で考えたとしても、そういう形で対応できるだろうという形で、こちらとしては考えております。

・委員

ニーズ調査のときの保育園の中でも、例えばいろいろな拠点事業のことは知っているけれども、場所的にも遠い、行けない、だから利用できないという意見もあったわけじゃないですか。今回の東久留米市の子ども・子育てのいろいろなことを考えるときに、エリアを3つに分けるか、2つに分けるか、1つにするか。その話し合いがあったと思います。そのときにいろいろとここでも論議をして1つにしていきたいと思いますということでしたが、僕なんかはこだわったのは3つなり2つ。ここのエリアのところでは本当に身近なところでそういう場所があるかどうかということでは意見は出しましたが、最終的には1つになったので、それはそれでやっていきますが、やはり近くなる人は行くのですよ。でも、遠い人は行かないと思います。ですから、そういう部分でニーズ調査の実態というのは、行ける人であって、なかなか行けない人は利用しないであろう。そういうことだから、ただのという言い方は悪いですが、普通の子育て支援ではなく拠点ですから、そういう部分ではやはりここの拠点の場所をもう1カ所増やすということを考えておいたほうがいいのではないのかな。もし、そういうことによってもっと来るのではないかとということも考えられるのではないかと思います。どうですか。

・事務局

実際、ひろば事業につきましては子ども家庭支援センター、滝山にはなってしまいますが、そこでもやっております。あと、お子さまの、幼児に限ってしまいますけれども「幼児のつどい」は各児童館でも今実施しておりますので、この拠点事業という形になれば2カ所という形ではありますが、実際子ども家庭支援センターや児童館でも同じようなことをやっております。今、〇〇委員のおっしゃることは、広く全体にご意見だと思います。まず児童館や子ども家庭支援センターでもやっている部分があると思いますので、その状態も含めて今後数値的なものは見ていきたいと思っております。

・委員

何しろお聞きしたいのは、こういう拠点事業がやっている子育て支援と、例えば保育園とか、幼稚園とかでもやっているところもありますよね、児童館とか。そういうところの違いというのは教えていただけますか、何が違うのか。拠点というところと、通常の保育園とか幼稚園がやっているところの違いは何かあるのですか。例えばそこで職員が配置されているとか。

・事務局

拠点事業の場合はそれなりに保育士が配置されているという形になっております。児童館の場合は保育士ではなくて児童厚生員という形になりますので、そういう意味では子育ての専門家という形では保育士がいるのと、児童厚生員というところでは違っていますし、拠点事業の登録の部分としては、今おっしゃるように現時点では拠点事業は2カ所しかありません。

・事務局

保育園のほうでどんなことをやっているかというご質問ですので、保育園につきましては児童福祉施設の1つとして地域に向けて、保育に欠けている子の保育だけ地域活動支援事業として子育てに関する相談を受けているケースもありますし、また、地域の子どもたちに対して園庭開放等で受け入れたり、いろいろな活動のときに一緒に参加して集団保育の中で地域の子どもたちも一緒に活動したりとか、そういう形での活動事業を保育園は行なっている形です。

・委員

幼稚園では市のほうに何か財政的な支援をいただいているわけではありませんが、地域支援事業ということで東京都の経常費の特別補助の中に同じように園庭開放したり、それからご希望があれば子育て相談やふれあい遊び、それぞれ各幼稚園が取り組んでいる内容があります。これはそれぞれなので、周知をして例えば当園なんかはスポーツセンターとか、児童館とか、いろいろなところにやる日時とか内容とか、そういうものを周知して、基本的に東京都のほうは園児募集ではない子育て支援事業として行うように指導を受けています。

・副会長

たくさん場所があればいいに決まっていますが、お金もかかるし、今既にいろいろなことをやっているの、うちなんかも週1回はやっているのですが。ハードを今作ろうという議論をしても仕方がないというか、それよりも行ってよかった、また行きたいと言えるようなソフトを充実させていくことがすごく大事。行ったけど、子どもがあまりいなかったとか、先生と話ができるわけじゃなかったとか、行って帰ってきただけとならないような使い方ができるようなことが大切だと思います。保育園に行っている方はあまり関係ないと思うのですけれども、本当に家で子育てをしている方たちのために、もっと内容を濃くして、何かをしてあげるといっても、

みんなのできるような、親たちが育つ場を作ってほしいなと思っています。うちはお金を取らずにというか、何もないのですけども、いつでも遊びに来ていいよという場所になって、楽しくやっています。

#### ・委員

いろいろな拠点事業と保育園の地域活動の違いを言ったのは、先ほど事務局がおっしゃっていた、拠点事業のところには職員を配置することがあるということでしたよね。ちょっと保育所の立場でお話ししますと、今、いろいろな私立保育園でも地域子育て支援事業でやっていますが、実際には職員が配置されるようなものでやっているわけではなくて、例えば通常の保育園に在園している子どもたちの人数による保育士ですから、実際は通常の保育だけの保育士の数なんです。その中で、さらに例えば園庭開放だとか、あるいは出前保育とか、いろいろなことをやって、これはある意味僕らの地域の中に開かれた、あるいは地域の子育てを支援していこうという中でやっていますが、やはりその中で日常の保育のもの以外にそういう準備をしなければいけない。あるいは時間を掛けなければいけない。あるいは休めない。ちょっと話がずれるかもしれませんが、いろいろ保育のことを、今後待機児解消をやっていく中で、保育士をいかに確保していくか。そういうところの中で、やはりあまりにもそういう部分があるのが大変だ。そういう中で保育士を確保するのに、なろうとする人がいない。そういう部分で地域子育て支援拠点事業はとても大事なものであって、この拠点事業はそこに専門の人というか保育士が配置されているから、そこに専念できるのではないかなと思うのです。僕が一番言いたいのは、やはりそういう部分が児童館だとか保育園でやっているからということで、実際には現場のほうだけで目いっぱいです。そういう目いっぱいの中でちゃんとできていない、やろうと思っているけどなかなかできていない現状ではなくて、しっかりと拠点事業としてあるところがもう1カ所でも増えることでも違ってくるのではないかな。僕はここを訴えたかったので、そういうところで地域子育て支援事業、副会長は保育園の方は関係ないのではないかとおっしゃっていましたが、実際に妊婦さんになられたり、お子さんが生まれて保育園に入るまでの間に、私の保育園なんかはそういうところに利用されているいろいろ相談されたり、そこで保育園に行こうか、幼稚園に行こうかな、そういう部分で非常に大きなところなんです、幼稚園とか保育園がしている事業というのは。そういうところで、やはり保育園だけのものとか、幼稚園だけのものとは僕らはとらえていませんし、保育園でもすべての東久留米市の子育てをする人たちが安心して子育てできる場所、しかも拠点としての場所だと思うので、いろいろなご事情はあると思います、予算の部分だとかベースの部分だとか。そこは重々承知のうえで言っているけども、やはりこれは2カ所ではなくて、今後いろいろ勘案する中で3カ所にしていくとか、そういうことはできないのかなと思いましたので、意見として発言させてください。

#### ・会長

どうですか、それについて。この議論に少し集中しますけれども、今後のこと含めて、今出ている意見に対して市の方としての考え方はございますか。

#### ・事務局

今お話があった部分は、やはり子育てに鑑みてはいろいろな支援をしていく必要があると思います。やはり配置基準とか財政的な問題、スペースとか、いろいろな部分がありますので、それは数字とか今後の全体的なことを見て検討していく必要があると思いますけども、今現在ではそういう職員配置とかそういう基準に基づいて2カ所をこの事業として登録はしておりますので、いろいろと考えていきたいと思います。

#### ・委員

ソフト面を充実させるのはもちろん当たり前で、そのためにハード面のことを考えるのがこの会議かなと思っています。自由記述のところ、「清瀬や新座のほうの支援センターには私は行っています」という記述もあるし、私も子どもを育てたときにどうして清瀬はいろいろなのが充実しているのかなと感じました。0歳の親は0歳の親なりの悩みがあり、1歳の親は1歳の親、2歳の親は2歳の親と、それぞれの年齢の親というのは悩みがあって、そこにやはり集える場と、その裏には育児相談ができるものがなければ、なかなか子育てがうまくいかずに養育不能になったり虐待になったりという例が今とても多いことを考えると、この子ども・子育て会議でいろいろなことをやってニーズ調査をしたにもかかわらず2カ所のまま変わらないということは、ニーズ調査の意見をどうとらえて、どうしていききたいのかなということをお伺いしたいと思います。

この会議が始まったときに、少数の人たちの意見も、いろいろな人のニーズのことに応えるような子育て支援を考えていきたいですねということは何度も確認したのですけれども、このことに関しては決して少数派ではなく、多くの人が利用したいと思っている事業だと思っておりますけれども、なぜそれが2カ所のままなのか、もう一度説明をお願いします。

#### ・事務局

まず1点、先ほど保育園における地域活動支援事業でありますとか、〇〇委員からお話ししていただきました幼稚園における地域活動支援事業という、同じような相談というか、それぞれ保育園、幼稚園、専門職の立場から育児相談に乗っていただいている実績があります。私らとしましては、そういうものを今、各園独自でやっていただき、各園で情報周知をしていただいている。そういうものを広く、行政も関わることで情報周知をしていく必要性、その中で賄われるところもあるのではないかと。例えば地域の実情に応じてご相談も受けられますし、あと、先ほど言いましたとおり、幼稚園の先生として、保育園の先生として、また看護師として等々で相談を受けられる現場、まずはそこで賄えるものがどれくらいあるのかなというのも今回の5年間では見ていきたいというところもあります。それを踏まえたうえで、やはりそれでも足りないという話になれば、その後本当にハード的な整備、個所数も増加といいますか、そこに特化した地域子育て支援事業の拠点を増やすことも検討していく必要性はあるのかなと思いますけども、まずは今現在やっっているいろいろなこともあるので、そこについて広く周知していくことをまず考えての今回、方策のほうをこういう形にさせてい

ただいたというところです。

・委員

今のご意見は、現時点で東久留米は足りているということなので増やさないということですね。今後足りなくなれば、その時点で考えるという回答ですか。

・事務局

足りている・足りていないというか、やっていたい資源を活用しきれていないという現状もあるのかな。まずはそこについて重点的に今後5年間で広く周知していこうと考えて、今回の確保方策だということです。

・委員

今ある事業が活用されていない理由を、周知徹底していないからという、その1点だけではなくて、やはり近さのこととか、あとは0歳児や1歳児なんかは車が、幼稚園・保育園では車で行かれないので、そういう問題とか、本当に近くにないということについてももう少し数字だけではなくて声を拾うべきだと思います。私ごとになりますが、私が0歳児の娘を子育てしていたときに40人のお母さんに声を掛けました。40人のお母さん全員からメールのアドレスの返事がありました。そのあとずっと「声を掛けてくれてありがとう」ということで、ポツンとしているお母さんが私一人だけで40人です。そのあとお母さんたちは横につながり、いろいろなところに通いということでそれぞれに活動していったのですけれども、そのときに私自身も孤立して自分の子を殴ろうと思ったし、どうしていいかわからないし、どこに行ってもいいかわからないし、車は止められないし、東久留米は。その辺の事情をあまりにも知らなすぎるし、もう少し声をせっかくだから聞いて、どういうニーズがあるかということ进行调查をもう少し丁寧にして前向きに考えていってほしいと思います。以上です。

・会長

よろしいですか。これは確かにニーズ調査で出された4万なにがしかの要望だと思いますけれども、その中身の問題と、今後既存の保育園・幼稚園等々の施設で行われている支援と、少し分析的にしながら考えていくということでは、よろしいですか。では、お願いします。

・委員

資料66の「一時預かり事業『量の見込み』」の部分のところですが、ここでC、補正前の量の見込み、全体的に158,165人が、補正後が120,223人、つまり減るわけですね。これが、この考え方としてはニーズ調査結果から算出された部分だとか、そういうことがあるのですが、実際にやはりこれぐらい減って大丈夫だろうという見通しなんですか。実際に15万人だったのが12万人に減るわけですが、大きいですね、3万人近くの差というのは。この辺は、例えば幼稚園の関係の方とか、実際に保育園でも一時預かりとか、それをやっている保育園の関係の方もいらっしゃるの、

そういう方のご意見をお聞きしたいと思います。

・事務局

ただいまの〇〇委員のご質問のところですが、冒頭でもご説明させていただきましたが、こちらの量の見込みの補正の考え方、2つ適用させていただきましたが、こちらについては5月23日の会議の中でご承認いただく中で、それを適用した結果というものでございまして、その後近隣市等の情報収集しながら、いろいろ私どももシミュレーション等もしましたけれども、結果としては、この2つの考え方による補正をすることで、これからの確保方策に向けての妥当な数字かと考えて結果を出したところでございます。

・会長

何かありますか、どうぞ。

・事務局

保育の部分に関して、「上記以外」というところが保育園でやっています一時保育であるとか、ファミリー・サポート・センターでの預かりという形になるのですが、まず1点は、今回の子ども・子育て支援新制度においては平成29年度末までに待機児童数を0にするという目標が掲げられております。そういう中、現行の保育園でやっています一時保育の利用者を見ますと、一定数程度やはり保育園に入れなくて一時保育を利用されている方がいらっしゃるのも現実です。そこが待機児童がいなくなった段階で、どういう利用形態に変わっていくのかな。いずれにしても形態が変わっても、出てくるだろうというものを見込んでいます。また、今回、国のほうで示されています補正の方法を使って大体2万5千程度、保育については減っているのですが、特に0歳から2歳に特化した数字で算定した根拠としては、3歳以上については保育園か幼稚園に通われている方が大半であって、保育園に通われている方は一時保育の利用はできません。また、幼稚園のほうに通われている方は幼稚園での一時預かりを使われるだろうと考えているところです。失礼、預かり保育ですね。預かり保育を使われるだろうと考えているところです。そういう形から、今回このような国で示されている補正を、「エ」の行で行なったという結果であります。

・委員

保育園のほうですけども、今現在の一時預かりの状況ですが、今私どもの園のほうで利用されている方は、やはり0歳の時期から1歳になるのを待って利用される方、1・2歳が多くて、今の特徴としてはやはり待機児というよりは、幼稚園にいずれは入りたいというご家庭が多くて、その間のお母さん方のリフレッシュであるとか、ちょっとした用事ごとですね、そういうことで利用されるというご家庭が今年に入ってから非常に増えているなというのが、今の保育園のほうの状況です。

・委員

ニーズ調査の自由記述のところで、とても一時預かりのところが多く、これを見るとお母さんが具合の悪いときとか、ちょっと病院に行きたいときとか、決して待機児の方が入っているという意見よりは、緊急な、本当にちょっとということが多いので、今の話だと待機児を解消したら、そこはというのは、ちょっとつながるのかなというのはニーズ調査の結果から危惧します。以上です。

・事務局

今、〇〇委員、〇〇委員からご意見をいただきまして、今回の補正については、ここに書いてあるとおり、0歳～5歳児で「量の見込み」をしていたものを、〇〇委員からあったとおり、利用の中心である0歳～2歳児というところのニーズ予測を反映するようにしたという形なので、ただ、先ほど私が待機児童の解消という話をしたのは、保育園に入れなくて使われている方もいるので、その辺が保育園に入れることによってそういう形の利用形態が、このごろの傾向として見れば3歳を超えれば幼稚園に通わせたいお母さんたちが0・1・2のときに少し使われている傾向のほうが強いというお話もあったのですが、ここについては0～2歳児というところで「量の見込み」のほうは補正を掛けているので、そこについては十分にこの数字は拾えていると考えているところです。

・委員

前にも一時預かり事業のところでお話ししたと思いますが、実際、保育園父母会連合会の中でいろいろな皆さんの実情のお話を聞く中で、やはり保育園に入れなかった、その中で2つの一時預かり事業の保育園を、3日限りですからね、3日3日で、それぞれの場所を3日間行ったら、今度3日間と、そういうふうに行っている方が結構多かったです。そういう中で、今回、この子ども・子育て会議を通して、実際に今回のニーズ調査で例えば小規模保育はどれぐらい増えるのか、あるいは家庭保育事業がどれぐらい増えるのかとか、あるいは各園で例えば定員が増えるのかとか、そういう部分があって待機児が減って、こういう形になるんだということであれば、まだわかるのです。ただ、この辺がまだ僕らはわかりませんから、このぐらい必要な量というのは大体今出てきているのですが、それに対して実際にどれぐらい認可保育園に入れたい人たちが入れられるようになるのかとか、そういう部分もわかったうえでのこの数字だったら、まだ納得できるのですよ。だから、そのところで、さっきお話しした、これで大丈夫だと思っているのですかという質問だったので、

・事務局

説明がうまくなくて申し訳ないですけど、今回の、まず量の見込みの補正の考え方については、預かり保育以外の一時預かりの「量の見込み」を算出する場合は、集計対象を0歳～5歳児といったものから、利用が非常に多い0歳～2歳児といたしました。併せまして、先ほど〇〇委員からもありましたとおり、第一義的な目標としては平成29年度末までに、子ども・子育て支援新制度では待機児童を解消とするという国を挙げての目標が掲げられています。その実現に向けて本市も努力していくことで、

利用形態は一部変わり、今保育園に入れなくて通えていなかった方々が保育園に通うことになって、その部分も枠として出てくるのではないか。大前提としては、今回、0歳～5歳児というくくりの中を利用が多いということで2歳児、3歳～5歳については先ほど申しましたとおり、保育園と幼稚園にそれぞれ大半の方が通っていらっしゃるので、そちらのほうで必要があれば、幼稚園・保育園それぞれ通っているところで受けられるのではないかとということで、ここは0歳～2歳児に特化した形で「量の見込み」を計算したところです。

・委員

受けられるのではないかとすることは、それを確保する場所が想定されているというふうにとらえていいわけですか。3歳～5歳の人たちが幼稚園とか保育園にとりあえず入れるのではないかと想定で今、この0～2にするということでしたね。だから、この3歳～5歳の人たちはこの数からは出ていきますが、でも、この人たちは今後の計画でも、その話の中で保育園なり幼稚園なり確保というか、そういうところに入るという想定ということですよ。そういうふうにとらえていいですか。

・事務局

保育園に関しては11時間開所の保育園なので、そこで保育園に通われている方は必要であれば、保育園のほうで保育は受けられるという形で考えています。幼稚園につきましても預かり保育をやっていただいているので、そこでサービスが受けられるものとして、今回このような補正を行なったというところです。

・委員

お話を換えると、保活問題とか、とにかく育休を取ることも不安になってしまう。さらには子どもを作るかどうかもためらってしまう方が本当に増えている現状がありますので、今回のこういうところで保育園が増えれば、この東久留米市で子どもを生んで育てくれる、そういうところがすごく大きいと思うのですよ。ここで子どもが生まれて育てていけることは東久留米市にとってもいいことだと思いますし、そういうことで、そういう不安が父母の皆さんにとっても大きいということは実感していただきたいと思います。

・会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

・委員

資料67に戻るのですが、ある意味、私もそういう意味では仕事として専門としてやっているところなので2点お聞きしたいのですけれども、私が過去の資料で見落としていたら申し訳ありませんが、この事業の「訪問率」が平成27年度以降も「100%」ということで、全部で15人の方々の実施体制の中で、1人60戸を回るという、月にすれば週に1回は行っているんだなと割り算をしたわけですけど。過去ですが、東久

留米としては、まず1つ目の質問として、実績ベースで100%をできていたのかどうか。もしできていたとしたら、なぜうまくできていたのか。できていなかったケースがあったとすれば、どういうケースなのか。もちろんこれは皆さんご承知のとおり、目に見えないところの虐待の問題であるとかネグレクトの問題であるとか、そういうところに寄与するので、数字的な裏付けの背景が、もし今わかれば教えていただきたいというのが、まず1点です。

・事務局

統計的なところですけど、今直近の資料だと100%ではありませんでした。ただ、ちょっと推測ですけど95%ぐらいはいつているという状況でございます。全戸訪問ということで訪問はしているのですが、ただ会えなかったというところがそういったところで、会えなかった方につきましては長期入院されていたとか、里帰りして3、4カ月までお里に帰られていた方とかがいらっしゃいます。その方たちは乳児健診(3カ月健診)がありますけども、その時点で理由は把握しております。

・委員

ありがとうございます。いわゆる昨今の事件・事故に関わるということというのは今言われたところの残り5%の方々が何らかの理由をつけて、今、理由は明確だということを知って少しは安心しておりますけれども、果たしてそういう理由であるかどうかということも含めて、今後も注視していかなければいけないということは1点です。

もう1点をお願いですけども、先ほど冒頭で私も仕事としてということを行いましたけども、ここの実施体制の中で保健師さんと助産師さんが10人と5人で15人ということで回していらっしゃるということだったのでしたが、先ほど少しお話もありましたけれども、産後うつであるとか育児の中でノイローゼになるということを考えれば精神科医とか臨床心理士の非常勤でもいいので、配置というものが必要になるのではないかと思います。もちろん市のほかの仕事の中で臨床心理士さんや相談ですね、そういったものは設けてはいますが、普通そういう相談を受けられるぐらい自分で足を運べれば、まだ改善の余地はある。私もそういう意味では専門なので、あるのですけども。そういうところですね、これは恐らく高齢者の問題と同じような根底にあるのではないかと思います。その辺、予算のことも含めて非常勤で精神科医の先生であるとか臨床心理士さんであるとか、そういうところをこの実施体制の中に組み込むことが可能であるかどうか。このあたりをお聞きしたいのですけども、よろしいですか。今、お答えされなくても、結論はなくても結構ですけども、考える余地があるかどうかで結構です。

・会長

どうですか。

・事務局

今のご質問ですけれども、ご意見は、非常にこういう状況、実態を見ながら先のことも踏まえてのご発言ということで、どのように対応ができるかということで、その辺のところはまた整理をしてみたいと思います。

・会長

ほかに何かありますか。

・委員

この乳児家庭全戸訪問事業、大切だと思います。特に数でいってしまうと平らになるのですが、例えば第1子目・第2子目のご家庭についてはそれなりに何か家庭的な事情がない限り心配ないですが、第3子、第4子、増えてくるとどうしても、要保護児童の関係で私もいろいろな情報を仕入れる立場にありますと、お子さんの数が多くなると厳しいものがあるように思うので、ただ平らにみんな生まれた子どもについて同じという、そういう考え方ではなく、家庭の状況をしっかり把握して、たくさんお子さんが生まれている家庭とか、あと双子さんとか、やはり厳しいものがあります。第1子はお一人のお子さんでも第2子が双子さんという形になると、どうしても要保護児童、虐待関係のことに進展してしまう場合がありますので、ただ数で見るだけではない対応をお願いしたいと思います。

・会長

よろしいですか。では、時間もありますので、ほかに何かあれば。

・委員

今に関連してですけど、この保健師さん10人助産師さん5人という人数もぜひ増やして、1人の件数を減らして丁寧に対応できるようにハード面を充実していったほうがいいと思いました。東久留米の保健師さんがすごく頑張っているのを、私はいろいろなところでもすごく感じていますが、1人の方の本当に努力と大変なところなのでぜひ減らしていったほうがいいと思いました。以上です。

・会長

それでは、どうですか。今議論していただいた次第2と3ですか、それについては終了したいと思います……。

・委員

すいません、5ページです。「学童」のところ。「量の見込み」は前回のところからの数字だということで、確認ですが、ここの「確保方策」はいつあたりなのかなというのは、あとでそれは確認されるのでしょうか。

- ・事務局

ただいまの〇〇委員のご質問ですが、後ほどスケジュールのご説明もさせていただきますが、その中で触れさせていただければと思います。

- ・会長

よろしいですか。

- ・委員

はい。

#### 4 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について

- ・会長

それでは、次に次第4に移りたいと思います。よろしいですね。次第4「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について」のご説明をお願いしたいと思います。お願いします。

- ・社会構想研究所

説明させていただきます。お手元の資料70「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）」、たしか7月の会議のときに骨子案のイメージを皆さんにお配りしているかと思います。そのイメージがだんだん具体的になっていくものなということです。表紙の裏に目次があります。この計画ですけれども、事業計画なのでなるべく事業の全貌がわかるようにということでシンプルな作りになっています。第1章として「計画策定の概要」、第2章として「東久留米市子ども・子育て支援等の現状」、第3章として「基本事項」、ここにある基本事項というのは国が子ども・子育て支援法に基づく基本指針を作っておりまして、その中で書かれている、必ず書かなければいけない事項を「基本事項」と言っています。第4章が「その他の事項」、これは任意記載事項です。第5章が「計画の推進」となっています。

本文のほうに入ります。これは骨子の案ですので記述の例という形で、今後こういう内容の、あるいは、こういうような書きぶりで増やしていくとか具体化していくということです。

第1章の1として「計画策定の背景及び趣旨」ということで、まず、この第1章は5項目、子ども・子育てをめぐる動きについて、国の動向について、東久留米市の次世代育成支援について、子ども・子育て支援法について、計画策定の趣旨という形で、概ね社会の動向、それから国がどういう子育て支援施策を作ってきたかというのが、エンゼルプランは平成6年のプランですので、そこをどれぐらい書くかにもよるのですが、そのあたりから次世代育成支援対策推進法などについて書いていきます。東久留米市についても、これも平成17年に東久留米市次世代育成支援行動計画を作り、それが前期・後期と、この10年間にわたって子育て支援について施策が進められてきましたので、その概観、大雑把な概観をしていきます。それから、子ども・子育て支援法、これが今回の計画策定の中心になるわけですが、子ども・子育て支援法とい

うのがどういうものであるのか。そういうことをある程度書いたあとで、計画策定の趣旨ということでまとめていきます。これが第1章です。記述の例として、大体こんな内容のことを書きますよという例ですけど、これはこのあと、また膨らませたり修正をしたりということがあることをお含み置きください。

そして、第1章の2として「計画の位置づけ」、これはどういう法律の根拠があるのかということです。それから、東久留米市にはさまざまな計画が、例えば市の全体像を定める長期総合計画ですとか、あるいは地域福祉計画とか、そういうさまざまな計画がありますが、この計画とそれらの計画がどういう関係性にあるのかということを書きます。

第1章の3「計画の期間」、これは平成27年度、来年度を初年度として5年間という形で、その下に図示してあります。必ずしもイコールのものではないですけども、「次世代育成」を一部受ける形でこの子ども・子育て支援事業計画、そういう形の流れがわかるような図を描いていきます。

第1章の4「計画の策定体制」ですけれども、大きく2つあります。1つは「ニーズ調査」を行いました。それがベースで、この計画のさまざまな事業が決められたということを書きます。それから、この会議ですね、これも位置づけとしては法律の中にもありますし、市の設置条例があるという形で、法的にそういう手続きを踏んで作りましたよということを書いていくのが、この章です。

第2章は「東久留米市子ども・子育て支援等の現状」という形で、主に統計的な資料になります。子どもの人口割合とか、就学前人口の推移とか、それから就学前人口の推計、これは今回のニーズ量の算定の基になるということを書いていきます。第2節として「子育て支援の現状」という形で、さまざまな施設の数、それから利用者数などを書いていきます。3として「ニーズ調査の結果」、5項目か6項目か、この報告書がありますので、この報告書をベースにして、この報告書から重要と思われる「子どもを見てもらえる親族・知人がいるかどうか」、「気軽に相談できる人がいるのかどうか」、「保護者はどういう働き方をしているのか」、「平日の定期的な教育・保育事業の利用状況」、「小学校就学後の放課後の過ごし方」など、この調査報告書から抜粋した形でニーズ調査の結果を記していきます。

第3章「基本事項」ですが、まず「サービス見込み量の算出方法」、「教育・保育の提供区域の設定」、先ほどありましたけれども全市1区という形になります。この3から先が具体的なニーズ量とか、そういう形になりますが、「幼児期の学校教育・保育」、幼稚園・保育園などのものです。10ページをお開きください。ここのところが、数字はまだこれだけの記入ですけれども、先ほどの資料にもありましたけれども、こういう形の資料68がベースになるような書きぶりになります。

11ページから、4「地域子ども・子育て支援事業」という形で、これはそれぞれの事業について事業の内容、(1)「利用者支援」は新規の事業ですので現在の実施状況はありませんが、そのほかの既存の事業がある場合には現在どのような実施状況がされているのか、それから今後どういうふうに進めていくのかということを書いたうえで、「量の見込み」、「確保方策」をそれぞれ具体的に示していきます。この書き方はすべての事業、統一した書きぶりになります。19ページに飛びます。19ページに「幼児

期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容」、これについても、その枠内に書かれたようなことを膨らませて書いていくということです。

20 ページ、第 4 章「その他の事項」ということで、産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保、子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する東京都との連携、労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、この 1・2・3 の見出しと書き方はちょっとまだこなれていないのですが、この基本指針の見出しをそのまま書いていますので、実際にこのあと多少言葉遣いを和らげるような、あるいは解きほぐすような変更があるかもしれません。

具体的に言いますと、2 のところは例えば児童虐待防止対策とか、そういう専門的な知識などの東京都との連携の話、3 についてはいわゆるワークライフバランスについてですね。だから、どちらかというところ、この計画もそうですけれども男女共同参画に関する計画との整合性を図るとか、そういう形になっていくようなのが、この第 4 章「その他の事項」のところですよ。

第 5 章「計画の推進」として、計画の推進体制はどういうふうに進めていくのか、進捗状況の管理をどうするのかということ、この第 5 章で書いていく。これが骨子の案です。このあと具体的な記述を増やしていきましてご提案させていただくこととなります。以上です。

#### ・会長

ただいま、事業計画についてのご説明をしていただいたわけですが、何かご質問等がございましたらお願いします。

#### ・委員

ほぼ、この案については内容は大体わかりましたという感じなんですけど、前にも意見や発言させていただいたのですが、この事業計画の中にしっかりと次世代育成支援行動計画のことに触れているわけですよ、前期・後期の。〇〇委員からも前回出ていると思うのですが、例えば学童の延長保育事業、あるいは、このあとまた質問しようかなと思っていたのですが、認可保育園ではない、認可外保育園に入る人たちへの助成とか、そういう部分は前回僕が聞いたときは、今回の子ども・子育て支援事業の柱とは別なものであるということだったので、やはりここで、こういうふうに次世代育成支援行動計画のことに触れるのであれば、そういうところからもつながってくると思うのですよ。ですから、そのところを、今回こういう計画に出す中で、学童の例えば延長保育事業のことだとか、あるいは、今後のスケジュールのほうを見ますと、来月、保育料のことも触れてきますが、その中で果たして例えば認可外保育所の助成のことなんかにも触れてくるのか。そういう部分も含めてお聞きしたいのですが、そういうところがこの事業計画の中に入ってくるのか。

・事務局

まず、認可外保育施設保護者助成について、この計画に入れるのかというご質問ですが、この計画にその旨に特化して記載する予定は今のところないです。

・事務局

学童の延長、いわゆる言葉で言ってしまいますけども、6時までですので、それ以降の部分を延長する分については、これまでもお話ししておりますが、これまでの中で保護者の方とも、オプションであって通常の基本の保育料とは別でオープンしているということなんです。

・委員

今回の計画の中では予定がないということですが、無視するとかやらないということではなくて、何らか別の形で、そこを考えていくとか、検討ととらえていいですか。僕らとしては、できれば来年度、このあいだもお話とか意見をしましたが、新制度実施に伴って同時にこれはやっていただきたい。今回、今年度新しく始まったことではなくて、数年前に実際に市のほうでやった委員会として、一回答申は出しているわけですから、それはずっとなかなかということではなくて、やはり新制度が実施するにあたっては何らかそれをやらなければいけないのではないかと、市としての責任ではないかと思っておりますので、できれば新制度実施とともにそこができるようになってほしいと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

・事務局

今、〇〇委員からご意見がありましたけれども、時期は明示はできませんけれども、当然今おっしゃったように検討事項であることはありますので、その辺のところは事業計画との状況を見ながら、市としてもいろいろな取組をしていく考えです。

・委員

この事業計画、他市の情報も今ちょっと確認させていただいたのですが、恐らく作られている側も他市のものを参考にしながら作られていると思いますので、基本的には最終的なものを見ての判断だと思うのですが、よろしいのではないかとこのように思うのですが、私自身は男女平等推進市民会議の副会長という立場の中でも一緒にやった仕事なんですけど、こういう大きなたくさんの事業計画書は市民の方が見てもなかなか目を通すのは時間がかかるので、例えば三つ折りのようなダイジェスト版みたいなものを、事業計画の全部ではないですけども重点的なものを、配れるようなものを作る計画があるのかというよりも作っていただきたいなと思うのですが、「詳しくはウェブで」ではないですけども、こちらで見てほしいということで、皆さんにお配りできるような、ポイントだけを絞って、そのダイジェスト版の発行を、できればカラーがいいんですけども。

・事務局

ただいま、〇〇委員のご質問ですが、概要版のほうは他の計画の例がありますように予定をしております。内容、ページ数等は、今のところ本体の事業計画と並行して作る、こちらのほうはご用意させていただきます。ただし、色とか、そちらにつきましては……。

・委員

まあ、いいです、予算と……。

・事務局

兼ね合いがありますので難しいものがあるかと思いますが、事業計画ができてくるにあたって、できる限りの中身でさせていただきたいと考えております。

・会長

ほかに何かございますか。スケジュールと関係してくるかと思いますが、事業計画をいつ頃までに仕上げるのかというあたりも、あとでちょっとご説明を、あとで出てくるとは思いますけれども。この中身についてはよろしいですか。基本的にこの中身で検討していくということですのでけれども、よろしいですか。それでは、次第の4については、今後また議論されていきますので、今日はこれで終了ということにしたいと思えます。これらを含めて今後どういうことが検討されていくかということについての次第の5のほうに話を移してよろしいですか。では、お願いします。

5 今後のスケジュールについて

・事務局

それでは、次第5「今後のスケジュール（案）」につきまして、資料69に基づいてご説明させていただきます。こちらのスケジュールにつきましては案ということで、本日付、平成26年9月29日現在ということでご覧いただければと思います。今回は、年度ということで今年度まででございますけれども、上のほうの「第6回会議9月29日（月）」が本日の会議でございます。「次第」のほうはその内容になっております。その下の第7回会議でございますが、こちらの時期につきましては10月下旬ということで当初お示した予定のとおりでございます。内容でございますけれども、まず昨年8月に市長から諮問をいただきながら、この委員の方には事業計画ということでニーズ調査から「量の見込み」ということで長い時間にわたってご審議いただいているところがございますけれども、子ども・子育て会議の条例の中には、ほかにも利用定員または保育料等などの事項が市長の諮問に基づいて審議される内容となっておりますので、この時期に市長から諮問させていただき、その後の利用定員や保育料等のご審議のきっかけとなるということをお願いしたいと考えております。

また、先ほど〇〇委員からご質問がございましたけれども、「確保方策（案）」ということで、先ほどの議題で確保方策のところ一部ご承認いただいたところですが、その後残ったところがございますし、また、特に放課後児童健全育成事業につい

ては前回の会議で「量の見込み」が確定したあとでもありますので、少々お時間をいただきながら、この確保方策、それからその下に11月にもございますけれども、このあたりでお示しのほうをさせていただければ、多忙な会議でございますけれども、ご検討をいただければと思っています。

また、10月下旬のところでございます、「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）」でございますが、こちらは今回骨子案ということでご承認いただいたものを、コンサルタントの森さんからご説明をさせていただいたとおり、膨らませていきながら、ご承認いただいた確保方策なども記載を追加しながら素案という形に膨らませていくという予定となっております。また、「その他」でございますけれども、保育料等また利用定員なども可能な限り、日時などをそろえられる時期にはご提示させていただきたいということで「その他」というところに含ませていただいております。

その下の第8回会議ですけれども11月中旬ということで、こちらにも「確保方策（案）」ということで載せさせていただいております。先ほどご説明させていただいたとおり、一時預かりと、あと放課後児童健全育成事業については「量の見込み」が出てからあまり時間がないものですから、その辺についても確保方策について遅れる可能性がありますので、このところまでご説明させていただいているところです。その次に「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）について（取りまとめ）」とございます。その前の10月の会議で素案についていろいろとご意見等をいただき、またこの11月の会議で審議いただきながら、一定程度の素案としての取りまとめを行なって、その後の素案の公表へつないでいきたいと考えております。また、この11月中旬については保育料について、例えばここで言う「保育料」とは制度改正に伴うもの、あとは幼稚園や認定こども園や1号認定に関わる保育園についても資料等をご提示できればと考えております。

その下のところでございますが、「事業計画素案の公表」ということで当初予定させていただいたとおり、事業計画素案についてのパブリックコメントを11月下旬の頃から12月中旬頃を目途に予定をさせていただいているところです。

その下の第9回の会議につきましては12月下旬ということになっておりますけれども、東久留米市子ども・子育て支援事業計画の素案についてパブリックコメントを受けたうえでのいろいろご審議等がございますかと思っておりますので議題とさせていただき、また、その下の「保育料」についてもその前の11月に引き続いてご審議内容とさせていただいているところです。

その下に第10回会議がございます。1月中旬でございます。こちらにつきましては、「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）」がありますが、基本的にはこちらで事業計画について最終的な答申という形でのものをいただき、その後の色々な事業計画予算等がございますので、そちらで併せて、この1月中旬の第10回会議において答申案をいただきたいと考えております。また、「保育料」についても同様でございますが、こちら答申案という形で、制度改正に伴う認定の部分について答申をお願いしたいと考えています。

そのあとの第11回会議、第12回会議でございますが、こちらの内容については「保育料について」ということで、その後の保育料についてご審議、検討をいただくよう

にしております。

最後、下のほうに※がございますが、「利用定員の審議、答申は案件により随時」がございます。こちらの利用定員につきましては、新しい制度として幼稚園または認定こども園、保育所など、新しい制度に関わる部分の申請があった場合に、申請に基づき利用定員の審議をいただくこととなりますので、その答申については申請時期により随時ということに記載させていただいております。また、最後になりますけれども、※としまして「議題の進捗状況により開催時期の変更の可能性あり」ということで、こちらも以前事務局からもお願いしたことがあるかと思いますが、例えば一月の間に2回会議が必要になるケースも全くないということではありませんので、その際にはそういった流れでのスケジュールも可能性があるということに入れさせていただいております。このスケジュール案の資料 69 の説明は以上でございます。

#### ・会長

ありがとうございます。それでは、今説明がございましたので、これに対するご意見、質問ですね。はい、どうぞ。

#### ・委員

私のほうが聞き逃しているとか、聞いていなかったのかなと思いつつ、次回以降の「保育料」の件について1号認定のみということではなく、今回の制度改正は保育園・幼稚園・認定こども園、それぞれの利用定員とそれぞれの保育利用料、また、2号認定については保育を必要とするお子さんの中で8時間の保育時間と11時間の保育時間ということが出てくるはずで、国のほうでは一応保育料は設定されている、1,600円ぐらいでしょうかね。保育園の方とお話すると「コアタイム」という、私なんかは聞いたこともないような単語も出てくるような部分があって、保育料についてはそこら辺すべて議題に上がるのかということと、あと、一時預かりの利用料についても、この会議の前に認定こども園の都私幼連の会合に出ていたのですが、9月18日頃に国からいろいろ出ています。「一時預かり事業（幼稚園型）の補助仮単価について」とか出ていますが、実際今日聞いてきたお話だと、幼稚園の預かり保育の場合は平成27年4月から一時預かり事業として始めるところは非常に少ない、従来の私学助成による預かり保育をほぼ行うのではないかというお話もありましたので、一応情報としてお伝えしておきます。

あとは、広域調整についていろいろ事前にはお伺いはしているのですが、保育園については大体管外という考え方があって、基本的に市内のお子さんを預かる。もちろん市外の方も若干いらっしゃるのかもしれませんが、でも私立幼稚園については住居地については問わないので、いろいろな形でどこの市でも区でも大きな悩みの1つであり、そのうえ都と県をまたいだ広域調整ということに対して東京都や埼玉県また神奈川県なども特に何もお答えが出ていないまま、利用料も当然違う。もちろん同じ東京都内でも他市になれば利用料の設定がそれぞれの懐事情やいろいろなこと、あとは2号認定についても今までの保育料が非常に懸け離れて違っているので、これのことも併せて一緒に議題に載せていただかないと、ただ単独、東久留米市のことだけという

ことになってしまうと厳しいものがあると思うのですが、保育料については1号認定だけでなく2号認定、2号の中でも2種類、3号認定、それからあと、一時預かり事業をもし27年4月から始めるのであれば、その利用料についても次回、その次以降、議題に上るのでしょうか。

・事務局

保育料についてどういったことを検討されるかというご質問で、ほとんどの部分が〇〇委員のお見込みのとおり、今回の保育料について1号認定、2号認定、3号認定の保育料、また、2号認定、3号認定においては保育短時間、保育長時間の保育料を設定していくことという運びになります。事務局としましては、まずは本制度、子ども・子育て支援新制度が始まる前に必ず条例等で定めなくてはいけない部分についてまず決めていければと考えているところです。第1回目の子ども・子育て会議でもお話ししたかと記憶しているのですが、そののちに子ども・子育て支援新制度におけます適正な利用者負担がどういう形になるのかというところが、その後検討していく内容になるかと考えているところです。保育料については以上です。

・委員

ということは、2号、3号については既に設定されているので、ここでは上らない。まずは1号認定だけが条例で定められていないので、1号認定だけを先に話し合いをするということなののでしょうか。

・事務局

今、整備しているところですが、まず1号認定が今まで市で条例で定めていなかったもので、こちらを定めていく形になります。また、2号、3号の部分に関しましては、保育標準時間と言われているものについては、今現在、市は保育料の徴収条例を持っていますので、こちらで定めているのですが、その徴収根拠が所得税をベースとして所得階層を区切ったものが住民税階層に変わりますので、こちらの変更はしていく必要があるのかなと整備しているところです。併せまして、先ほど〇〇委員からもありました保育短時間をどれぐらいの額で設定するのかというのも、こちら、検討していく必要があると考えているところです。あとは、国の保育料では1号認定、2号認定、3号認定というくくりでそれぞれの保育料が示されていますので、本市についてはこういうくくりで保育料を設定していくのがどうなのか、それも含めての検討になるのかなと考えているところです。

・委員

できたら一緒にやっていただきたいと思ったのは、国の今回の制度変更にあたっていろいろ利用料については平準化するよというお話は、社会の皆さんはご存じかと思うのですね。片方だけ決めていって、片方は既に決まっているからという形で議題に上ると、なかなか平準化という国の理想としている形になっていかないのではないかと思いますので、くれぐれもお願いしたいと思います。あと、広域調整について

も。

・事務局

次に広域調整です。保育の所管からすれば2号認定、3号認定、広域調整、特に認定こども園については2号認定の広域調整のところが非常に課題である旨は事務局としても認識しているところです。また、それが都県にまたがれば、さらなる課題になってくるというのも認識しております。これにつきましては、ただいま情報をいろいろと収集しているところです。なかなか国から示されている中で、今グレーゾーンの部分がこういった形でやっていくのが一番、事業者さんにも利用者の方々にも混乱を招かないかなというところを踏まえたいうえで検討してまいりたいと考えているところです。

・委員

わからない方にはわかりにくいので、例えばの話、ここは新座市と非常に隣接をしています。新座市のほうで、子ども・子育て会議を持って利用調整等について話し合いをなされています。例えばうちなんかは歩いて10秒のところ为新座市の居住地になりますから、新座のお子さんをたくさん預かっていまして、新座のお子さんが例えば長時間利用をご希望になった、2号認定になりたいということになると、利用調整についてはまず新座市の保育園に空きがあれば、そっちを先に利用調整されてしまう形なのかなという。そこら辺の情報をなかなかいただけないので、保護者にとってはどうということになってしまうのだろうというのが、それで今日出てきた認定こども園の会だと、本来だったら私学は住居地に関係なくいろいろな住まいのお子さんを預かるのが使命だろうけれども、非常に煩雑すぎて利用料も違う、それから利用調整についての考え方も違う。そういうたくさんのお子さん、区のお子さん、当然練馬区もありますしね、西東京市もあります。それが厳しいので、だんだんいろいろな住居の方は預かれなくなってしまうというお話が出ていて、教育を受ける権利の均等を本来であれば憲法できちんと、というところが厳しくなってしまうというお話が出たのですが。

・事務局

今、〇〇委員のほうから言っていたのが本当に課題となっていて、今回の制度では居住地の市町村が支給認定申請を受けて、それを決定していく。したがって、どこかの施設を使われるときにはその居住地のほうの利用がベースとなります。今課題として挙がっているのは、居住地と違う地域の施設を使う場合、特に2号認定についてはどのように利用調整をやっていくのかということも含めて、私どもも情報は今後収集してまいりますし、また、各事業者さんのご意見等も聞かせていただきながら整備してまいろう、と。ただ、今の時点では、申し訳ない、課題としては非常に認識はしているのですが、本市としてはこうやっていきます。例えば今具体的に出た新座市の2号のお子さんが本市の施設を利用する場合はこういう形でやっていきますというのは、今の時点ではご説明ができないのが現状になります。

・委員  
めどは。

・事務局  
なるべく早急に、新座市等とも、新座市は他県になりますけど、また近隣の東村山市、小平市、西東京市の利用調整の考え方なども聞きながら整備してまいりたいと考えます。

・委員  
保育料のことが次回から入ってくるのですが、先ほどのお話では保育園の利用料、ここで学童の利用料も入ってくるのか。要は市としては、東久留米市のアクションプランとして保育園の利用料とか学童保育の利用料の見直しというのは書かれていたね。そういう部分とも連動するというふうに考えてもよろしいですか。

・事務局  
学童の関係、今、保育料もそうですが、今回、先に年度内の途中から諮問を受けてやるというところについては、今、保育園のほうでもありましたように現在所得税をベースで計算しておりますので、それを新たに住民税、その部分を検討していくというので保育料の見直しということではありませんので、保育園の保育料と学童保育の保育料、それについてはその次のステージという話です。

・委員  
併せて、すみません、今回のこのスケジュール案ですが、会議に参加した方々、僕ら委員の立場だったら、こういう感じでやるんだなという見通しは持ってたのですが、今年度一番最初にいただいたスケジュールのところでは、一番最初の頃は国の動向があって、そこから東久留米市の子ども・子育て会議の予定があって、今度は市民、利用者への、そういう3つに分けられたと思います。そういう部分で、前回質問したのですが、事業計画素案に関してのパブリックコメントは一番最初の案のほうでは入っていませんでしたが、前回質問をして、今回11月から12月に行なっていただくということが入っていて安心したのですが、実際、保育園父母会連合会のほうでも、市議会のほうでも請願とか出させてもらって、その中で「説明会をやっていただきたい」と。

それはこの前もお話ししましたが、実際に横浜市ですけども、子ども・子育て支援新制度の名称とか概要を知っていましたとか、そういうアンケートを採ったそうです。横浜市では名称・概要ともに知っている人が9.8%、知らないという方が54%、名称だけは知っているという方は34.6%。横浜市の例ですけども9割の方が概要を知らない方が多いですね。でも、実際に概要は知らせられないですね。例えば市の立場で言うと、国のほうの動きがわからないとなかなか知らせられないとか、そういうことはよくあると事務局からも聞いています。ですから、こちらは説明会を開催することは市議会のほうでもあったそうですけども、実際にどれだけのことを説明できるの

かとか、そういう部分ももちろんあると思います。ですから、前にも提案したとおり、タウンミーティングだとか座談会みたいな形で、市民の皆さんが何がわからないでしたとか、どういうことが不安でしたとか、そういうことを聞く場。ですから、説明できないかもしれませんが、まず皆さんのいろいろな意見とかご質問をお受けしますよみたいな場は設けていただきたい。そういう部分でも、今後のスケジュールのところでまだやっていただきたいということが1つあります。今後のスケジュールは、これで了解いただければ、そういった市民とか利用者の皆さんのためのスケジュールということで、そういう部分をぜひ検討していただいて、やっていただきたい。特にこれから来年度に向けての保育、入園のこともありますし、そういう部分に不安を抱いている方もいらっしゃると思うので、あとは、やはり知らない方が多いということで周知していく責任とかもあるのではないかと思いますので、それはいかがでしょうか。

#### ・事務局

ただいま〇〇委員からご質問がありました、以前もご質問をいただいている中で、私どもも〇〇委員がおっしゃるとおり、市民の方、保護者の方が不安があるという前提で説明会のほうは予定をさせていただいております。10月1日号の市報のほうに、いわゆる子ども・子育て支援の、特にこの時期でございますと保育所・幼稚園・認定こども園の入園に関して直近の手続きがございますので、その辺を中心に市民説明会という形で説明会を開かせていただく予定です。広報のほうには載せさせていただいております。

後ほど報告させていただこうかと思ったのですが、その中でやはり質問等もお受けさせていただきますので、説明会という形で制度の概要を説明させていただきたいです。後ほどということだったのですが、今現在、先にご説明させていただきますと、「子ども・子育て支援新制度 支給認定申請のお知らせ」ということで、10月1日号の広報でお出しさせていただいて、利用希望の施設ごとのお手続きとか、それから市が認定する3つの区分とか、保護者の就労状況の中で想定される利用施設、それから利用料・保育料、これは先ほど〇〇委員がおっしゃるとおり決まっていない部分が多いのですが、それから新制度に向けた各種運営基準についてということで、冒頭で事務局からお礼を申し上げたところの条例についての概要ですね。それから、子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査に基づく事業一覧なども記載させていただきながら、10月20日、それから22日、24日ということで3回、会場を設定して予定をさせていただきます。中には、近隣市の状況などを踏まえ場所なども設定させていただいたのですが、それぞれ定員がございますので市報をご覧いただければと思います。

#### ・委員

さっきの横浜市の例でも9割の方が、知らないという方が多いので、市の広報とかホームページだけではなくて、ぜひ市内の全部の認可保育園、幼稚園に、市としてそうしたお知らせをお手紙で、学童保育さんもやっていただきたい。これだけ僕らが会議してきた内容を知らないまま、制度ができるというのもちょっと残念なことだと思

いますので、ぜひ周知のほうでもこれから努力をしていただきたいと思います。

あともう1つ、諮問事項のところでも今回「保育料」が入りました。これは最初の予定ではなかったと思うのですが、今回入ったということで、やはり保育料がどうなるのかということも利用者にとってはとても大きい。特に消費税8%になって、今度は10%になるかもしれないというところで、とても関心の大きいところなので、パブリックコメント、最初は事業計画素案だけだったのですが、ぜひその中でも保育料についても何らかの形でパブリックコメントをするようなことを入れていただきたいと思います。

・会長

説明会については10月20日、22日、24日でよろしいですね。

・委員

定員は、合計何人ぐらい。

・事務局

詳細をご説明いたしますと、10月20日の月曜日は午後7時から東部地域センターの講習室、定員は120名です。10月22日の水曜日の午後7時から市民プラザホール、定員が100名。それから、10月24日の金曜日は午後7時から西部地域センターの3階の多目的ホール、定員のほうは196人ということで、いずれも当日先着順ということでお願いをしております。また、東部、西部地域センターには駐車場がありませんので車でのご来場はご遠慮くださいということと、先ほど申しましたとおり、近隣市の開催状況などを情報収集しながら場所等を設定させていただいたところです。ちょっと追加ですが、幼稚園、認定こども園などにおきましても、施設での保護者の説明についてはご希望を踏まえながら実施をさせていただいているところです。

・事務局

今回、事務局のほうから市民説明会を3カ所で行う旨を今、説明させていただいたのですが、私らとしてはあらゆる場面を通じて情報のほうは提供してまいりたいと考えているところです。今回、市内3カ所でやるに至った経緯としては、来年度に向けて幼稚園のほうでは説明会等が始まり、また、11月からは保育園のほうの入園書類も配るという状況の中、まずは来年度施設を使われる方がどのように申請されていくかということに主眼を置いた説明をしてまいろうと考えているところです。また、在園児等において、今受けているサービスがどうなるのかとか、いろいろな疑問を持っていらっしゃる方がいらっしゃると思うので、そういうところに対して、例えばですけど、今事務局のほうから説明したとおり各施設で説明するとか、そこは施設側とご相談によるのですが、そういうことも考えて、なるべく皆さま方にこの制度を知っていただこうと考えているところです。

・委員

説明会をというのはずっと思っていたのでとてもよかったと思いますが、ちょっと時間帯も偏っているし、この3回では聞きたかったけどという方は、そのあとうまくフォローしたり、追加であったりということも、ぜひ実態に応じていただきたいと思います。やっぱり子育て支援で、働いている者は7時からでもいいけども、そうでない場合には、ちょっと時間帯はどうしてだったのかなと思いつつ、声が上がったらぜひまた応えてください。以上です。

・事務局

あと1つ、お答えするものを忘れていました。保育料については今後ご検討いただく予定で考えていますけれども、保育料についてパブリックコメントをというご意見があったのですが、ここにつきましては、保育料についてはパブリックコメントをとることが適しているとは事務局としては考えていないので、今のところパブコメを実施する考えはない旨はお伝えしておきます。

・会長

はい、よろしいですか、時間もちょうど9時になるので……。

・委員

パブリックコメントではなくても、せめてアンケートでもあらかじめ採るべきではないか。やはり一番大きな部分なので、これは今回、今はお答えなくても、次回からしばらく保育料については検討していくところなので、僕らもう一回、今回初めて知りましたから、保育料のことが入ってくるというのは。連合会のほうにも持ち帰らせていただいて、皆さんの意見をお聞きしたいと思いますが、やはりここだけで話し合うことではなく、実際に利用されている人たちが利用料とか保育料のことをどう考えているのかとか、そういう部分はちゃんと聞いてくるべきではないかと思いますので。

・会長

その辺は、いずれにしてもこれからいろいろな意見は出されると思いますけれども、保育料の場合はまず基準のところをどうするかということが一番大事な点だろうと思いますので、額で論争することは非常に難しいので、基準をどう合理的な基準を決めるかということが基本になってくると思います。そういうことを含めて議論していけばよろしいのではないかと思いますけれども、よろしいですか。

それでは、説明会も、各施設に行っても説明するという形で丁寧にこの制度について保護者の方、利用者の方に知っていただくということも市のほうで具体的に考えていらっしゃるようですので、それらの中でまたいろいろな意見があれば検討していくということになっていくと思いますので、とりあえず時間が来ましたので、「その他」のほうに移ってよろしいですか。では、「その他」のほう、よろしく願います。

## 6 その他

### ・事務局

そうしましたら、資料 71 になります、「認定こども園における 2 号認定こどもの利用調整について」という資料でございます。こちらにつきましては、従前この会議の中でも課題として上げられてきたことにつきましての事務局としまして、時間が差し迫っていましたので事前に資料を送付しご了承を得る形で進めてきたものであります。

子ども・子育て支援新制度におきましては、当分の間、保育を必要とする子ども、(2号認定子ども・3号認定子ども)のすべての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行うとされてきたところです。これによりまして、認定こども園・公立保育所・地域型保育につきましては、市町村の調整のもとで施設・事業者と利用者との間で契約が取り交わされ、私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、利用者負担の徴収は市町村が行うこととされてきたところです。

一方、現行制度におきましては、認可保育所入所までの流れ・スケジュールと認定こども園入園までの流れ・スケジュールに、進めていくうえでの手順や時期の差異等があることから、認定こども園を希望する特に2号認定こどもの利用調整について、どのように行なっていくのが課題として上げられてきたところです。

このような中、平成 26 年 8 月 27 日付で国のほうから、「子ども・子育て支援新制度における利用調整等について」という資料が示され、これから説明するとおり、従来から想定されている標準的な利用調整方法に加えまして、一定要件を満たす場合は、現行制度における認定こども園等の入園・入所までの流れに沿った利用調整の方法が示されたところであります。

利用調整のパターンとしましては、パターン 1 として従来から想定されている調整方法なんですけど、すべての施設・事業類型を通じまして利用調整を行う方法、パターン 2 として今回新たに示されたものは、直接契約である認定こども園及び地域型保育事業で、それぞれ第 1 希望の保護者の中から市が利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定する方法。このパターン 2 が、現行の認定こども園の入園の流れまたはスケジュールにかなり近いものであると理解しているところであります。このパターン 2 の方法を採用できる市町村については、(1) 利用状況に余裕のある市町村、(2) 待機児童が 0 人またそれに近い状況である市町村、(3) それ以外に待機児童が多い市町村のうち、3 歳以上に係る待機児童が 0 人またはそれに近い状況である市町村については、3 歳以上のみをパターン 2 の方法に委ねることも可能と、端的に言うと、示されたところであります。

つきましては、認定こども園の入園希望者の混乱を避けるとともに、事業者の入園事務を円滑に進めることができるよう、認定こども園の 2 号認定こどもについては、現行制度の流れを汲んだパターン 2 を採用したいと思っているところであります。裏面に渡りまして、本件の実施にあたりましては、子ども・子育て会議の了解を得る必要がありますが、市内認定こども園の来年度入園説明会の開催が目前に控えた現状がありまして、直近になって申し訳なかったのですが、木曜日に皆さま方のところに資料を送付させていただきご了解を得たこととして取り扱いたい旨をお願いしたところ

であります。

下にありますが、認定こども園における1号及び2号認定申請の流れになっています。認可保育所の入所申請というのは毎年11月末から12月10日ぐらいまでに申請を受け付けまして、第1次内定を1月下旬に出してきた経緯があります。このスケジュール表に沿って行いますと、認定こども園のほうの入園事務等に支障が生じてしまうことが予測され、今回国のほうで新たに出してきたパターン2のほうを採用してまいりたいと考えているところです。以上です。

#### ・委員

ということは、前回私のほうで出ささせていただいた意見書に書かれている件について、「法に反することになるのでできないと考えているところです」という部分については、法の解釈の仕方、つまり国の考え方が変われば、こういう部分について非常に大きな変更があるというふうに理解してよろしいでしょうか。ということと、大変恐縮ですが、歓迎されるような内容を意向調査の翌日に、私は意向調査の日の締切日の夜に、25日に出せば26日の夜にしか着きませんので、受け取ったのですが、本日都私幼連のほうの認定こども園の会合に出ましたところ、市によっては非常に慎重にされている。私は、このままいってほしいのでね。

ただ、同じ26市の中でも実際パターン2による利用調整の対象となる「認定こども園等の利用定員（3歳以上）が」、ここが不思議だとみんなで話したのですね、「地方単独事業による認可外保育施設の定員」、つまりこれの中に認証保育所が入るのでしょいかねという話題になっていましたが、「（3歳以上）を上回っていること」という、この部分が非常に気になって、このパターン2を採用できないところがあるというのと、一見ここに私が安心するような内容が書かれていますが、これが実際は3歳以上の待機児童について翌年4月の時点において0人の達成ができなかった場合には、これが続けることができない。「0人達成または維持できない場合は翌々年度の募集にあたってはパターン1による利用調整方法によることとする」というふうに、また9月18日に説明会をやっていますので、その新しい資料に。8月27日の資料に書かれていたのではないかなと思うのですが、そこら辺を落として、このパターン2の部分だけ、このように浮かび上がらせてもどんなものかなと、大変うれしいことなんですが、実際はそういう縛りが非常にある内容だということも併せて情報提供していただかないと片手落ちではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ・会長

その点、どうですか。

#### ・事務局

まず1点目の法の解釈の点ですが、実際には先ほどの説明の中でちょっと触れさせていただいたのですが、今回については利用調整自体はあくまでも従前どおりしっかりやるのですが、その流れの受付方法というのですかね、なので、今回、裏面の図を見ていただくと、表しているのですが、書類の提出というのは認定こども園を介し

て市のほうに申請していただく。今までは、パターン1で想定されたのはあくまでも市のほうに認定申請に来られる。ここの部分についてはパターン2を今回採用することで、今まで申請書類の受付等は認定こども園でやってきたという経緯もありますので、ここについてはそういった流れを汲んだ形を採用させていきたいということで、今回お願いしているところです。

2点目の、確かに国のほうで示されている条件として、地方単独事業の定員（3歳以上）を上回っていることということが示されているところです。これについて本市のほうの状況を確認したら、市内認定こども園の利用定員（3歳以上）の2号認定者の定員数より地方単独事業による認可外保育施設の定員（3歳以上）が少ない。逆に言えば、認定こども園が上回っているという条件を確認しましたので、今回採用するに至ったというところです。

・委員

具体的な数字、数字の根拠は。

・事務局

具体的には、まず認可外保育施設の定員については3歳以上26人です。市内認定こども園においては78人で、現在設定していると聞いているところです。

・委員

3歳児だけでは？

・事務局

3歳以上児ですね。2号認定に関わる場所ですね。

・委員

3から5ということですか。認可外保育所の場合も3から5ですか。

・事務局

それで26ということを確認しているところです。認証保育所については主に0歳から2歳の利用定員が多く定められている現実がありますので、そこについてはクリアしている旨を確認したところです。すいません、今回使うパターン2については、〇〇委員が言われるとおり、条件が幾つか定められていまして、翌年4月に待機児童0が達成または維持できない場合には翌々年度の募集にあたってはパターン1による利用調整方法によることができるということも、国のほうとしては想定される案件の中に示されているところです。ただ、今回、私どもが考えたのは、既に再来月、11月1日から認定こども園の申請が始まるにあたりまして、現在この2号認定の利用調整についてパターン1で実施することによりやはり混乱を招く可能性が非常に高いというところを考えました。

それで、当然3歳以上の待機児童が、本市についてはそれほど多くはないと考えて

いるのですけれども、0が達成できるかどうかというのはやはり来年4月を迎えてみないとわからないところもありますので、仮に3歳以上待機児童が現時点では十数人だったと記憶しています、すいません、手元に資料がないので、そこについては0人が達成できるものとして、何よりも1つの理由としてはこのまま2号認定のパターン1を行うことが、最終的には利用者の方々、来年当初から入園したいと思っっている方々であるとか事業者さんの方々に混乱を来す可能性が非常に高いということも考えまして、今回、来年度の当初申請に向けては認定こども園の2号認定については、このような形でやっていきたい旨を資料としてお示ししたところであります。

・委員

今日また話題に出ていたのですが、例えば認定こども園を第1希望にして、第2希望に認可保育所を書いたりすると、そういう場合にはパターン2の要件から外す市もある。第2希望、第3希望が認可保育所を書いた場合には外さざるを得ないだろうということや、あとは、認定こども園の中でも当然、ただ保育に欠ける要件を埋めるために認定こども園を選ぶということではなく、しっかり事前に施設から説明を受け、いろいろな意味で建学の精神を理解し、そういうことで申込をしてもらうというお話も出ていたのですが。

・事務局

すいません、今日の会合のところのお話ということで、今お話があったというふうに理解しているのですけどね。ですから、私どもも今日〇〇委員がおっしゃっていただいた内容というのはまだ、ある意味まだ把握していない部分がほとんどなので、ちょっとその辺のところは改めて確認をさせていただきながら、どのように整備をするかということで、今日の段階ではご了承をいただきたいと思うのですね。

大変恐縮ですが、ちょっと時間のことを言って申し訳ないですが、管理の関係で実は9時半になりますと1階の出入り口のほうが施錠されてしまいますので、その辺のところは今の内容の確認をということでご了承をいただきたいと思います。

・会長

よろしいですか。では、29日ですか、皆さんに配布してご了承を得たということで、それ以外の、またさらに出てきたことについては、また事務方でも整理していただいで次回にまた説明していただくということで、よろしいですか。ここの管理の関係もあるようですので。

・事務局

最後、お時間がない中、恐縮です。次回のこちらの会議の開催日程でございますが、施設の空き状況と会長のご都合等を含めまして10月28日もしくは10月31日で予定させていただきたいと考えていますので、よろしく願いをいたします。

・会長

どうでしょうか、10月31日もしくは28日ということで、皆さん検討していただきたいというご提案です。また、あとでこれは私のほうと事務方で調整しながら、また皆さんのご意見を伺いながら最終的に決めていきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。よろしいですか。締めてよろしいですね。

#### 4 閉会

・会長

長時間にわたり、どうも今日はおつかれさまでした。これから日程がまたいろいろ混んでいきそうですけれども、寒くなってきますし体調には気をつけながら、ぜひこの会議が成功裡に進むようによろしくお願ひしたいということで、今日、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以 上